

おうみはちまん町家再生ネットワーク規約

(総則)

第1条 本会は、おうみはちまん町家再生ネットワーク（以下「当会」という。）と称し、事務所を近江八幡商工会議所に置く。

(目的)

第2条 近江八幡市内の、とりわけ旧市街地に増加しつつある空き町家を、地場産業など職人の技術伝承の場として創出することによる地域産業の育成をはじめ、商工業・教育・福祉・文化芸術など様々な利活用によって、まちの活性化を図ることを目的とした「近江八幡市モノづくりビレッジ構想」の具現化を進めていく上で、町家を福祉や防災など暮らしを守る様々なコミュニティの充実を図るために保全・利活用していくことを通して、市民が自然と文化が織りなす美しさと、落ち着きのあふるたたずまいから培われてきた近江八幡らしい伝統と気性を再認識し、後世に継承していくことを目的とする。

(組織)

第3条 当会は、次の団体等により組織する。

- (1) 八幡学区まちづくり協議会
- (2) 近江八幡市まちなみ保存委員会
- (3) 近江八幡商工会議所ならびに不動産部会
- (4) NPO法人はちまんまちづくり間の会
- (5) 町家所有者
- (6) 町家活用者
- (7) 近江八幡市
- (8) その他当会が必要と認める者

(定義)

第4条 この規定において、「町家」とは、主に旧市街地に所在する昭和20年以前に建てられた住宅をいう。

(事業)

第5条 当会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- ① 町家の保全・活用に係る調査・研究に関すること。
- ② 空き町家所有者との連絡調整に関すること。
- ③ 空き町家活用希望者との条件調整に関すること。
- ④ 周辺住民・自治会との調整に関すること。
- ⑤ 空き町家バンクの運営に関すること。
- ⑥ 啓発に係る町家見学会・相談会等の企画・開催に関すること。
- ⑦ その他、町家保全に必要なこと。

(役員)

第6条 当会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 運営委員 若干名
- ④ 評議委員 若干名
- ⑤ 監事 2名
- ⑥ 事務局 若干名

2 会長、副会長は互選によりこれを定める。

3 会長は当会を代表して会務を統括し、総会、運営委員会、評議委員会を召集する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

5 監事は、当会の会計を監査する。

6 会長、副会長、監事の任期は次回総会までとし、再任を妨げない。

(機関)

第7条 当会の目的を達成するために次の機関を置く。

- ① 総会
- ② 運営委員会
- ③ 評議委員会

2 総会、運営委員会、評議委員会は、各構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決事項は出席構成員の過半数を以って決定し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(総会)

第8条 総会は、全役員をもって構成し、毎年1回定期に開かなければならない。

2 総会は次の事項を行う。

- ① 規約の改廃
- ② 事業計画
- ③ 予算の議決、決算の認定
- ④ 役員を選出
- ⑤ その他必要な事項

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員、事務局をもって構成し、会長が運営委員会の長として随時召集する。

2 運営委員会は次の事項を行う。

- ① 当会の運営に関すること。
- ② その他議決事項

(評議委員会)

第10条 評議委員会は、必要に応じて会長が随時召集し、各事業に関する評議、情報共有を行い、同時に意思統一を図る。

(経費)

第11条 当会の経費は、総会で承認された予算に基づくものとする。

2 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度は設立総会の日から開始するものとする。

(アドバイザー)

第12条 当会には必要に応じて運営委員会に諮った上でアドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第13条 当会の庶務は、近江八幡商工会議所および近江八幡市において処理する。

(補則)

第14条 この規定に定めるもののほか、当会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、平成21年11月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成22年4月27日から施行する。(第6条)